

介護老人保健施設シルバーケア野崎 通所重要事項説明書

施設のご案内

(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名：介護老人保健施設 シルバーケア野崎
- ・開設年月日：平成6年4月1日
- ・所在地：宮崎県宮崎市村角町高尊2105番地
- ・電話番号：0985-28-6555
- ・ファックス番号：0985-28-6580
- ・管理者名：施設長 野崎 藤子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（4550180022号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設シルバーケア野崎の運営方針】

「シルバーケア野崎は、ご利用者一人一人の人間性を尊重したケアを実践し、それの方々の自立を支援し、家庭への復帰を目指すとともに、地域や家庭との 結びつきを重視した運営を行います。」

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
・医師	0	4	診察、健康管理
・看護職員	6	1	服薬管理
・介護職員	18	2	身体ケア、生活中の助言
・支援相談員	0	3	相談窓口、連絡調整
・理学療法士	4	0	機能訓練、環境整備
・作業療法士	2	0	生活訓練、環境整備
・言語聴覚士	0	1	口腔・嚥下にかかる訓練
・管理栄養士	0	1	食事内容のチェック、助言
・介護支援専門員	0	1	介護プランの助言
・事務職員	2	0	受付、経理
・その他	6	0	調理等

※基準以上の配置については隨時増減する可能性があります。

(4) 通所定員：80名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - ① 昼食 12時～12時30分
- ※ 但し、介護予防通所リハビリテーションの昼食提供はございません。
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ご本人の状態を勘案し自宅での入浴移行に取り組ませていただきます。但し、介護予防通所リハビリテーションの入浴の提供はございません。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（ご希望の場合は事前に職員へ申し出させていただきます。）
- ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑫ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称：野崎東病院
 - ・住 所：宮崎県宮崎市村角町高尊2105番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 喫煙：敷地内禁煙となっています。
- ・ 火気の取扱い：施設側管理下での料理教室等に限らせて頂きます。
- ・ 設備・備品の利用：故意による備品の破損については、弁償いただく場合がございます。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み：自己責任の下、必要最低限でお願いします。
- ・ 金銭・貴重品の管理：必要最小限の金品でお願いします。やむを得ず持ち込まれる場合は一時的に事務所で預からせていただきます。
- ・ 利用時間中の受診：利用中の緊急の場合を除いて原則受診できません。
- ・ 宗教活動：基本的に自由ですが、他のご利用者の迷惑にならないようにお願いします。
- ・ ペットの持ち込み：設定の場所がないため、原則としてご遠慮願います。
- ・

5. 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- ②施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③前2項のほか、当施設は利用者の代理人又は利用者若しくは代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓（2ヶ所）、自動火災報知設備
非常通報装置、避難用滑り台など
- ・防災訓練 年2回実施

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。その他、ご利用者への迷惑行為は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話0985-28-6555）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

なお、公共の窓口として

宮崎県国民健康保険団体連合会（電話0985-25-4901（代表））

宮崎市介護保険課（電話0985-21-1777）があります。

9. 業務継続計画の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は感染症を予防し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じよう努めます。

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ②従業者への委員会結果の周知
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ④研修・訓練（シミュレーション）の実施

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③施設（事業所）において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスについて
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、代理人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は介護保険1割負担の方の1日当たりの自己負担分です）

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	357円
・要介護2	388円
・要介護3	415円
・要介護4	445円
・要介護5	475円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	372円
・要介護2	427円
・要介護3	482円
・要介護4	536円
・要介護5	591円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	470円
・要介護2	547円
・要介護3	623円
・要介護4	719円
・要介護5	816円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	525円
・要介護2	611円
・要介護3	696円
・要介護4	805円
・要介護5	912円

[5時間以上6時間未満]

・要介護1	584円
・要介護2	692円
・要介護3	800円

・要介護 4	929円
・要介護 5	1053円
[6 時間以上 7 時間未満]	
・要介護 1	675円
・要介護 2	802円
・要介護 3	926円
・要介護 4	1077円
・要介護 5	1224円
[7 時間以上 8 時間未満]	
・要介護 1	714円
・要介護 2	847円
・要介護 3	983円
・要介護 4	1140円
・要介護 5	1300円
② 8 時間以上 9 時間未満の延長サービス	50円／時間
③加算関係	
○入浴介助加算 (I)	40円／日
○入浴介助加算 (II)	60円／日
※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、浴室での入浴訓練、入浴介助を提供できないことがあります。	
○理学療法士等体制強化加算	30円／日
○リハビリテーション提供体制加算	
利用時間 3～4 時間	12円／日
4～5 時間	16円／日
5～6 時間	20円／日
6～7 時間	24円／日
7 時間以上	28円／日
○リハビリテーションマネジメント加算 イ	
開始月から 6 月以内	560円／月
開始月から 6 月超)	240円／月
○リハビリテーションマネジメント加算 ロ	
開始月から 6 月以内	593円／月
開始月から 6 月超	273円／月
○リハビリテーションマネジメント加算 ハ	
開始月から 6 月以内	793円／月
開始月から 6 月超	473円／月
※医師からの説明があった場合	
	上記に加えて
○短期集中個別リハビリテーション実施加算	270円／月
	110円／日
※施設退所や退院や認定日より 3 か月間実施され加算されます。	
○認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I (週 2 日を限度)	240円／日
○認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	1920円／月
※施設退所や退院や認定日より 3 か月間実施され加算されます。	
○生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始月から 6 月以内)	1250円／月
○若年性認知症利用者受入加算	60円／日
○栄養アセスメント加算	50円／月
○栄養改善加算 (月に 2 回を限度)	200円／回
○口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6 月に 1 回)	20円／回
○口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6 月に 1 回)	5円／回
○口腔機能向上加算 (I) (3 月以内、月に 2 回を限度)	150円／回
○口腔機能向上加算ロ (II) (3 月以内、月に 2 回を限度)	160円／回

○退院時共同指導加算	600円／回
○重度療養管理加算	100円／日
○中重度ケア体制加算	20円／日
○科学的介護推進体制加算	40円／月
○事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47円／回
○移行支援加算	12円／日
○サービス提供体制加算（I）（下記のうちいずれか算定）	
（介護職員の総数のうち介護福祉士70%以上）	22円／回
（介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上）	22円／回
○介護職員等処遇改善加算（I）	
	所定単位数の1000分の86に相当する単位数／月

（2）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は介護保険1割負担の方の1月当たりの1割の自己負担分です）

〔要支援1〕	2268円
〔要支援2〕	4228円
○生活行為向上リハビリテーション実施加算（開始月から6月以内）	562円／月
○若年性認知症利用者受入加算	240円／日
○利用を開始した日の属する月から起算して12月を超える要件を満たさずに介護予防通所リハビリテーションを行った場合	
要支援1	-120円／月
要支援2	-240円／月
○栄養アセスメント加算	50円／月
○栄養改善加算	200円／月
○口腔・栄養スクリーニング加算（I）（6月に1回を限度）	20円／回
○口腔・栄養スクリーニング加算（II）（6月に1回を限度）	5円／回
○口腔機能向上加算（I）	150円／月
○口腔機能向上加算（II）	160円／月
○退院時共同指導加算	600円／回
○一体的サービス提供加算	480円／月
○科学的介護推進体制加算	40円／月
○サービス提供体制強化加算（I）	
（介護職員の総数のうち介護福祉士70%以上）	
・要支援1	88円／月
・要支援2	176円／月
（介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上）	
・要支援1	88円／月
・要支援2	176円／月
○介護職員等処遇改善加算（I）	
	所定単位数の1000分の86に相当する金額／月

(3) その他の料金

① 食費 昼食 600円

※但し、介護予防通所リハビリテーションにつきましては、食事の提供がありません。

② 理美容代 実費 (1500円～3800円程度。別途資料をご覧ください。)

③ その他 (利用者の選定する特別な食事の費用等) は、別途資料をご覧ください。

(4) 支払い方法

・ 每月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、**その月の末日**までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・ お支払い方法は、**現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落とし**の3方法があります。
利用申込み時にお選びください。

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設シルバーケア野崎では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

※センサーによる身体状況のモニタリングを実施

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

施設利用料のご案内

共通してお支払いいただく料金

【通所リハビリテーション利用時】

費用	日額	備考
食費	600円	食材料及び調理に係る費用

※食事のアレルギーがある方は事前にご相談ください。ただし好き嫌いへの対応はできません。ご了承ください。

※介護予防通所リハビリテーションについては、食事の提供がないため食費は頂いておりません。

個別の利用に応じてお支払いただく料金

1、理美容 別途料金表を参照。

※委託業者請求額を施設が建て替え、同額を施設利用料と一緒に請求させていただきます。

2、その他

※通所リハビリテーション利用時のおむつ利用については必要分を持参していただきます。

不足し施設の物を使用した場合は別途請求させて頂きます。